

# はたらく女性のフロア通信

2010.2.25 第3号

## 子ども手当、高校授業料「実質無償化」の財源を 扶養控除廃止・縮小で賄うなんて許せない！

### 民主党政権の税制「改正」の問題点

昨年12月22日、鳩山内閣となって、最初の2010年度税制「改正」大綱が発表されました。子ども手当の支給、高校授業料の「実質無償化」の財源として、所得税、住民税の扶養控除を廃止・縮小して賄うという、増税の方向が明らかにされました。こ

れでは自分の手足を食べて生きているのと同じことで、「子ども手当」とは到底いえません。その問題点について述べてみたいと思います。

#### 負担増は雪だるま

「改正」の内容は、第一に所得税、住民税の16歳未満の扶養控除38万円を廃止するとしています。これによって確保された財源で新しく子ども手当の支給を制度化するとしています。現在実施されている児童（小学生まで）手当は廃止されるので、効果は大きく目減りします。実施の時期ですが、所得税は2011年1月から、住民税は給与所得者の場合2012年6月から増税になります。

子ども手当の支給は2010年6月から中学生までの子ども一人に13,000円（2011年度からは26,000円）を支給し、2010年度までは、児童手当が支給されている人は児童手当が支給され、子ども手当は13,000円から児童手当を差し引いた差額が支給されるとしていますので、手当の額は同じですから事実上、2010年度からの児童手当の廃止です。

所得税、住民税の16歳未満の扶養控除の廃止によって、23項目の制度に負担増の影響が出ることを政府側の資料も認めています。例えば私立幼稚園就園奨励費補助、保育料、後期高齢者医療制度、国民健康保

険料、公営住宅家賃、難病患者の医療費など負担増は雪だるま式です。大綱は「所管府省において負担基準の見直し、経過措置の導入」などの措置を講ずるとしていますが、具体的内容を明らかにしていません。

第二に特定扶養控除（16歳から22歳）の内、高校生部分（16歳から18歳）について25万円を縮小するとしています。しかし、公立高校の授業料の免除措置を受けている世帯に対しては、所得税・住民税の増税の重みだけがのしかかることとなります。

2011年度以降の税制「改正」で大綱は、23歳から69歳までの扶養控除や配偶者控除についても「見直しに取り組む」として、廃止の方向を示唆しています。

生活費には課税しないという課税原則を、今回の鳩山政権の大綱は一言も触れていません。

基礎控除や配偶者控除や扶養控除は、生活費には課税しないという憲法が要請する課税原則に基づいて決められています。一人38万円の控除額で衣食住を賄えるはずはありませんから、もっと控除額は増やすべきなのです。子ども手当と差し引きどっち

が得かという問題ではありません。扶養控除廃止・縮小は、子ども手当を受けても負担増をもたらします。

### 財源は軍事費削減と大企業、大資産家の優遇税制の廃止で

在日米軍の住宅、教会建設費、光熱水費、演習費など、本来が負担しなくてもよい「思いやり予算」を日本は1919億円も負担しています。それとは別に米軍駐留費を6000億円負担しています。米軍は日本のために駐留しているわけではありません。国民の生活が厳しくなっている時に、軍事費を聖域化することは許されません。大企業の優遇税制では①法人税率が下げられ続けてきたこと、②様々の特別措置を講じて税金をまけてきたことです。経団連はそれでもま

だ不足として、税金を下げろと政府に要求しています。

金融資産の運用で大資産家には膨大な利益を手中にしますが、それを金融所得として他の所得と別に軽減税率が適用されています。こうした優遇税制の廃止を財源にして、子ども手当を支給してこそ、社会の宝として子どもが元気に明るく育つ条件は整うのです。

(税理士 浅井優子)

## 負けたのは最高裁——葛飾ビラ配布弾圧事件の上告棄却

昨年11月30日、最高裁判所第2小法廷は、僧侶・荒川庸生さんに対して、東京高裁が言い渡した罰金5万円の有罪判決を維持し、上告棄却の判決を言い渡しました。

この事件は、民間の分譲マンションのドアポストに、日本共産党の東京都議団および葛飾区議団が発行した議会報告等を投函する目的でマンション内に立ち入ったことを「住居侵入」として逮捕したのですが、一審の東京地裁は、「社会通念上、本件のようなマンション内に立ち入ってするビラ配布が当然刑罰をもって禁じられている行為であるとの社会通念が未だ確立されていない」として社会常識にそった無罪判決を出しました。

これにたいして、東京高裁は、「たとえ思想を外部に発表するための手段であっても、その手段が他人の財産権などを不当に害することは許されない」として、何が「財産権の侵害」になったのかも述べて独断的に荒川さんを有罪とする不当判決を出し、今回の最高裁の判決はその不当判決を何の理由も無く認めたものです。

荒川さんと弁護団は、憲法21条や国際人権規約で規定されている言論表現の自由は民主主義社会の根幹をなす最も重要な権

利である等の主張したのですが、最高裁はそれには一切ふれずに、形式的に刑法130条（「正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入」したら罰する条文）を適用したものです。

最高裁は法律論では負けるので逃げたもので、私は「最高裁は負けた」と言えるのではないかと思っています。

この判決で、ビラ配布を萎縮する動きもあるようですが、最高裁判決は、荒川さんが玄関内ドアを開けて7階から3階までの廊下部分に立ち入った事実を強調し、それが「法益侵害の程度が極めて軽微なものであったということはでき」とし、立ち入りの態様によって法益侵害の程度を判断しているので、集合ポストに対するビラ配布まで含めて一律・全般的に違法としたものではないのです。

従って、市民常識に沿った宣伝活動を大いに展開していくことは何ら問題無いことで、大いにビラを配布して行く事が必要だと思います。

日本国民救援会神奈川県本部

紺野 君子

## みんなで応援～頑張る女性労働者たち～

### 首切り撤回、正社員化を求めてーJMIU 日産自動車の土谷理美さんー

土谷さんは6年間にわたり派遣会社テンブスタッフテクノロジーから、日産自動車テクニカルセンターへ派遣され、3ヵ月契約を25回の更新を繰り返していました。主な仕事はフォトショップやイラストレーターを使用してデザイン業務を行うことですが、実態は自動車開発プロセスで必要になる、デザインのテーマを決定するためのイメージ画像を集め、一つのグラフィック画をデザインしたり、社内で定期的に行われる会議に使用する、プレゼン用パワーポ

イント資料を作成する業務も任されてきました。このように専門的業務に携わってきて、「日産の正社員にしてください」と要望もしてきましたが、09年2月16日、会社は赤字で、経費削減のため非正規社員を減らすという理由で、一方的に派遣労働者を解雇しました。土谷さんはこの6年間、業務に専念し、会社に専念してきたという自負を持ち、正社員としての地位確保を勝ちとっていきたくと話しています。

### 人が尊重される世にー日赤血液センターの廣瀬明美さんー

廣瀬さんは2006年からスタッフサービスの派遣社員として、専門業務であるOA機器操作としての派遣でしたが、実際は献血の呼びかけなどの一般業務です。日赤はそれを専門業務と偽装し直接雇用を避けようとしています。

そして、09年9月、業務中に電話で派遣契約終了を通知、派遣元はそれを受け、12

月までの契約分の給与支払いに応じず、休業手当（給与の6割）で済まそうとしました。そして12月末で雇い止めになりました。

廣瀬さんは私の希望は資本主義のルールを変えて、あらゆる人が尊重され、それぞれの役割を果たせる社会にすること。と話しています。

### 解雇撤回を求め、資生堂の責任追及

#### ー全国一般アンフィニ分会 池田和代さんー

資生堂鎌倉工場内で化粧品製造を請け負うアンフィニがそこで働いていた私たち24名を契約途中にもかかわらず解雇した事件で、横浜地裁に仮処分の申し立てをしていましたが、10月9日申し立ては却下されてしまいました。

この事実を無視した不当な決定については東京高裁に即時抗告をしていましたが、12月21日に東京高裁は「却下」の決定を取り消して逆転勝利決定を行いました。

これまで私たちは解雇撤回をめざしてみなさんの力をお借りして一生懸命運動をしてきました。12月23日資生堂パーラーと新橋駅前ですり込み宣伝を行った時は105

名もの仲間が応援に来てくれてとても感激しました。

資生堂はこれまで私たちの契約形態を違法・脱法行為を繰り返すことによって、間接的に雇用し続け、莫大な利益を上げてきました。長年真面目に働いてきた私たちを物のように切り捨ててもまったく関係ないという態度のままです。

資生堂は雇用に対する社会的責任を果たすべきです。引き続き本裁判に入りますが、職場復帰をめざして最後まで闘います。

## ○当面の予定

- (1) 2010年国際女性デー神奈川県集会  
日時：3月8日(月) 18:00 開場/18:30 開演  
場所：かながわ県民センター 2階ホール  
内容：記念講演 「変えよう！ 女性の力が生きる社会に」  
—国連女性差別撤廃条約から30年—  
講師：池田靖子さん(元全労連女性部長)  
文化行事は楽しい腹話術「ゴローちゃん」  
主催：2010年国際女性デー神奈川県集会実行委員会
- (2) ジェンダー・階級・歴史の視点で考える連続講座(全5回)  
講師 伊藤セツさん(昭和女子大学名誉教授)  
第2回 3月10日(水) ミーティングルーム711号室  
第3回 4月14日(水) ミーティングルーム711号室  
第4回 5月17日(月) ミーティングルーム711号室  
第5回 6月16日(水) ミーティングルーム711号室  
時間：18時30分から20時40分まで/かながわ県民活動サポートセンター  
資料代：500円(1回ごとに) FAX(045-263-8733)  
主催：WWT(ワーキング・ウィメンズ・タマリバ)
- (3) 第2回 民主党の税制大綱の内容と問題点～ジェンダー視点で考える～  
日時：4月6日(火) 18:30～  
場所：横浜市健康福祉センター(予定です)  
講師：浅井優子さん(税理士)
- (4) はたらく女性の神奈川県集会  
日時：4月18日(日) 13:00～  
場所：建設プラザ 2階ホール  
内容：第1部 はたらく女性の過去と現在  
第2部 「これからはたらく女性」 講師：伍 淑子  
主催：神奈川県労連女性センター

### 第2回 はたらく女性のフロア総会のご案内

日時：3月25日(金) 18:30～

場所：横浜市健康福祉センター 9階 901号

内容：特別報告/この一年のまとめとこれからの課題

### ■はたらく女性のフロア通信 第3号

発行：はたらく女性のフロア\*代表世話人 浅井優子/池田資子/君嶋千佳子  
伍淑子/紺野君子/紺野貴美子/澤田幸子/渡辺泰子

発行日：2010年2月25日

連絡先：横浜市中区桜木町3-9 平和と労働会館1階

電話/FAX 045-263-8733 E-mail [wvfk@sea.plala.or.jp](mailto:wvfk@sea.plala.or.jp)